

談合等不正な行為の防止について

1 目的

入札・契約事務の公正性、透明性をより一層高め、談合等不正な行為の防止を図ることを目的として、談合等不正な行為を行ったものに対する罰則の強化を図るものです。

2 談合等不正な行為防止対策の内容

(1) 不正な行為に対する違約金額の増額

談合等不正な行為を行ったものに対する違約金の額を最大30%に増額します。

【契約約款の違約金条項の改正】

内 容	現 行	改正後
談合等不正な行為を行った場合	請負金額の10%	契約金額の20%
特に悪質な場合	条項なし	(条項を新設) 契約金額の30%

※ 特に悪質な場合とは

- ① 10年以内の談合再犯にあたる時
- ② 確定判決において首謀者であることが明らかになったとき
- ③ 談合を行っていない旨の誓約書を提出しているとき